

質 問

1 番 浅田 美重子 議員

持続可能な図書館運営について伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新しい生活様式が提唱されました。我々は社会の大きな変化に直面しており、対応を迫られているわけですが、図書館においても、ウィズコロナの中でどのように図書館運営を持続させていくのか、様々な取り組みを模索していく必要があると考えます。4月から5月にかけては長い休館期間がありました。可能な限りの感染予防対策を講じて再開されたと認識しておりますが、その後の利用者の状況をお聞きします。また、コロナ禍にあっても図書館機能を維持するために、どのような取り組みを行っているのかをうかがいます。

先に行われた9月議会では、図書館電子化等推進事業の補正予算が提出され、承認されました。図書館電子化等推進事業、中でも電子書籍は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として有効かと思われます。また、GIGA スクール構想により小中学生に1人1台タブレットが整備されることも、将来的な活用の後押しになると期待できますが、電子書籍導入の効果と課題の認識についてお聞かせください。

次に、図書館の連携について質問いたします。本年1月より「TSUNAGARU Project」によって、沼津市立図書館、戸田図書館、市内16か所の地区センター図書室、自動車文庫にある資料が「どこからでも借り、どこにでも返すことができる」ようになったということで、利便性が増したことは大いに評価するところです。密にならずに貸し借りができるという点は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にもつながると思われます。ですが、小中学生にとって一番身近である学校図書館はその対象ではありません。また「借りる、返す」に焦点が当たっていますが、本だけではなく、図書館運営に関わる人の連携も強化すべきと考えております。学校図書館をはじめとする「TSUNAGARU Project」の対象となっていない各種施設等との連携をどのように図っているのか伺います。

図書館の業務は、図書の貸し出しだけではなく、地域の実情に合わせた選書、記録資料の保存、文化の継承を行う記録装置の側面もありますし、まちづくりや地域の振興、活性化を図るために図書館が核になって役割を果たすことも求められています。

多様化するニーズに応えるために、新たな取り組みを行ったり、様々な自主事業を行ったりする等、図書館職員の皆様が日頃から努力されていることは承知しているところです。しかしながら、図書館機能の向上を図り、その活用を高度化し続けていくためには、職員のより一層の資質向上が求められるのではないのでしょうか。他市の状況を調べたところ、お隣の富士市では、市内すべての小中学校に司書教諭とは別で、専任の学校司書が配置されております。また、静岡県立中央図書館のデータベースでは、県下の公立図書館の正規専任職員中の図書館司書の割合を一覧

質 問

でみることができますが、それによれば、残念ながら沼津市のパーセンテージは大変低いです。職員体制は、図書館運営の根幹にかかわることであると、私は考えております。特に、公立図書館では、図書館司書の資格等、専門的な知見が今後の運営に重要な役割を担うのではないかと考えますが、いかがでしょうか。認識と方策を伺います。

次に、「主体的・対話的で深い学び」を推進するための取り組みについて質問します。

新型コロナウイルス感染症の出現により、今までの常識がたった数か月で様変わりするという大きな社会変動が起こり、予測困難な時代となりました。そのような中、早くも新しい社会像、社会的価値観が生まれつつあります。我々はもちろん、新時代を生きていく子どもたちには、これまで以上に急速な変化に対応する力が求められており、未来社会を創造する学校教育の重要性がますます高まっております。令和２年度からは、１０年ぶりに改訂された学習指導要領に基づいた新教育課程が順次実施されております。新しい学習指導要領では「どのように学ぶか」を重視しており、「主体的・対話的で深い学び」の視点が教員に求められています。このことを踏まえて何点か質問いたします。

小中学校においては、知的障害や発達障害、言語障害をはじめとした、特別な配慮を必要とする児童生徒に対して特別支援教育が実施されており、特別支援教育の推進には周囲の配慮、正しい理解を深めることが必要不可欠であります。障害の診断確定に関わらず、個々の教育的ニーズを把握し、それに対応した指導等を求められる特別支援教育の推進は、障害の有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し共に支え合う「共生社会」の実現とリンクしていると言えます。また、特別な配慮を必要とする児童生徒がいじめの対象になったり、不適応を起こしたりした結果、不登校につながるケースもあることから、特別支援教育の推進、つまり共生社会実現に向けての取り組みは、いじめや不登校の未然防止にも繋がると認識しております。そこで質問いたします。特別な配慮を必要とする児童生徒に係る理解啓発の推進のために、本市の小中学校ではどのような取り組みを行っているのでしょうか。現状と課題について伺います。

次に、本市には、青少年の非行や不登校などの問題に対処し、健全な育成を促すことを目的とした青少年教育センターが設置されており、専門的な知見を有するスタッフとして臨床心理士と言語聴覚士が配置されております。また、同施設内には、教職員の専門職としての研修を充実させ、資質向上を図ることを目的とした教職員研修センターが設置されております。これら青少年教育センター、教職員研修センターにおいては「特別な配慮を必要とする児童生徒に係る理解啓発の推進」といった観点からの取り組みを行っているのでしょうか。教職員や支援者、児童生徒へどのような働きかけを行っているのか、現状と課題について伺います。

次に、学力・学習状況調査についての質問に移ります。

質 問

埼玉県を皮切りに、福島県・鳥取県・高知県、そして市区町村でも、宮城県白石市や東京都三鷹市、広島県福山市などで新しい形式の学力・学習状況調査が実施されており、自治体同士が連携しながら調査を行うことが大きなトレンドとなっております。これらは全国学力・学習状況調査とは別で行われている自治体独自の取り組みですが、本市においては独自の調査を行っているのでしょうか。実施状況と課題に対する認識について伺います。

近年、「非認知能力」という言葉が注目を浴びています。認知能力が、学力調査等で数値化して測定することが容易な、読み書き計算といった、いわゆる学力と言われる力であるのに対し、非認知能力は、数値化が難しいコミュニケーション力や自制心、自己効力感、勤勉性等を表します。新学習指導要領で掲げられている「主体的・対話的で深い学び」の視点での取り組みが、これらの非認知能力を伸ばすことに繋がり、非認知能力の向上が学力の向上に繋がると認識しております。本市においては非認知能力を伸ばすために、どのような取り組みをしているのでしょうか。

先に挙げた新形式の学力・学習状況調査は、非認知能力の調査に加え、認知能力の調査に IRT (Item Response Theory: 項目反応理論) を用いています。これは英語検定試験である TOEFL や、学習到達度調査 PISA などで使用されています。また、毎年調査を実施することで、パネルデータから経年変化や個人の伸びを観察できることが特徴です。小学校 6 年生や中学校 3 年生といった、ある時点での学力ではなく、例えば前年度と比べた学力の伸びが分かるというわけです。児童生徒が、前回実施時の結果と比較して今の自分自身がどう成長したかを比較することができる、自己に向き合う機会を得ることができるため、その一連の流れが非認知能力の獲得へとつながるわけです。また、調査を CBT、これは Computer Based Testing の略で、問題用紙やマークシートなどの紙を使わず、コンピュータで受験する方式のテストですが、CBT で実施することで、教員はデータを分析し、指導に活かすことが容易になります。このことにより、教員の指導力向上、非認知能力の向上をはかることができるという事例があります。また、CBT 化された新形式の学力・学習状況調査の実施は、GIGA スクール構想における 1 人 1 台タブレットの導入により、ハードルが下がり活用の幅が広がると考えます。本市での導入の可能性について伺います。